

## 南部町総合振興計画審議会条例

平成 18 年 1 月 1 日  
条例第 13 号

### (設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、町長の諮問に応じ町の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、南部町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、知識経験のある者及び関係行政機関職員のうちから、町長が委嘱する。

### (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (部会)

第 6 条 審議会に部会を設けることができる。

### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

南部町総合振興計画審議会委員名簿

任期（令和3年10月1日～令和5年9月30日）

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	田 中 哲	八戸学院大学 学長補佐
会長職務代理者	夏 堀 文 孝	南部町議会 議長
委 員	中 館 文 雄	南部町議会 総務企画常任委員長
〃	根 市 勲	南部町議会 産業建設常任委員長
〃	山 田 賢 司	南部町議会 教育民生常任委員長
〃	西 館 た か	南部町教育長職務代理者
〃	中 村 文 男	南部町農業委員会 会長
〃	新井山 美智子	南部町民生委員児童委員協議会 会長
〃	田 島 豪	南部町商工会 副会長
〃	有 谷 隆	南部町社会福祉協議会 会長
〃	金 澤 正 一	南部町消防団 団長
〃	川守田 義 雄	南部町観光協会 副会長
〃	小 泉 朋 雄	名久井農業高等学校 校長
〃	後 村 英 徳	青森銀行南部支店 支店長
〃	佐々木 智 征	南部町連合父母と教師の会 会長
〃	小澤田 ひ め	南部町保健推進員 代表
〃	久 保 一 繁	達者達人
〃	夏 堀 徳八志	達者達人
〃	坂 本 瑞 男	達者達人